

平成26年度「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組みについて

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」実施要綱に基づき、県環境生活部、県教育委員会、県警察本部及び青少年育成島根県民会議と連携し、下記のとおり取り組むこととする。

記

1 取組事由

- (1) 平成25年に警察等に検挙されたコミュニティサイト（出会い系サイトを除く。）に起因する事犯の被害児童数は、全国で1,293人（前年比+217人、+20.2%）と前年より増加している。平成25年下半期の被害児童は695人で、上半期と比較して97人（+14%）増加している。自己紹介サイトやSNS、ゲームサイトなどのコミュニティサイトは、気軽に不特定多数の者とメッセージ交換できる反面、悪意のある大人が年齢を偽って接触してきたり、個人情報が悪用されたりする可能性がある。
そこで、コミュニティサイトを主として、インターネット利用に伴う危険性について、児童及び保護者等に対し周知・啓発を行う。
- (2) 平成25年中、県内における非行少年の補導数は373人であり、包括罪種別内訳では、万引きが163人と最多を占めた。万引きは、放置すると集団化、常習化しやすく、悪質な非行に移行する危険が高い。
そこで、青少年の万引き未然防止のため、全国的に被害件数が多いスーパー、書店等に対し、万引き防止の取組を依頼する。
- (3) 青少年の健全育成及び非行・被害防止の観点から、有害環境浄化に引き続き取り組む。

2 取組内容

(1) 広報啓発活動

① インターネット利用に係る危険の啓発

ア 街頭でのチラシ配布

チ ラ シ： 別添「知っていますか？ネットの恐ろしさ」チラシ

日時・場所： 7月10日（木）7：30集合・JR松江市駅にて

配布部数：1,000部

参加機関：環境生活総務課、教育指導課、少年女性対策課、青少年家庭課
青少年育成島根県民会議、

対象：中学・高校生には学校を通して配布するため、主として、大人に配布

その他：健康推進課作成の「こどもの喫煙防止」チラシ及びフラットファイルとともにクリア袋に入れて配布。

イ 同じチラシを県内全中学・高校生に配布

配布部数：約45,000部

時期・方法：7月上旬・BOX便又は郵送により配布

ウ 県民だよりへの掲載

掲載予定日：6月26日（木）

エ しまね情報ステーションにて放映

放映予定日：7月8日（火）

- ② 「青少年非行・被害防止メッセージ」の発信
県知事、警察本部長、県教育長3者連名で「青少年の非行・犯罪被害防止メッセージ」を発信
- ③ 「子ども・若者支援マップ」
非行、ひきこもり、不登校、ニートなどの困難を有する子ども・若者に対して支援を行う機関を記載した「子ども・若者支援マップ」を県内すべての高校生に配布

(2) 有害環境浄化活動

- ① 有害図書類及び有害がん具の審査
(県社会福祉審議会児童福祉専門分科会健全育成部会)
審査対象：雑誌・花火
日時・場所：6月30日(水)・県庁会議棟及び警察学校
- ② 有害図書類取扱店・深夜営業施設の立入調査(7月中)
 - ・ 有害図書類を取り扱うDVD販売・レンタル店やコンビニを中心に選定
 - ・ 青少年健全育成条例の改正により、昨年度から青少年の深夜立入りが制限されることとなった、ネットカフェ・まんが喫茶、カラオケボックスも含める